2025年8月9日

令和７－１

成年後見制度に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No. １］）

ア．家庭裁判所が任意後見監督人を選任して任意後見契約の効力が生ずる場合において，本人が成年被後見人であるときは，家庭裁判所は，本人に係る後見開始の審判を取り消さなければならない。

イ．家庭裁判所が本人以外の者の請求により保佐開始の審判をするには，本人の同意がなければならない。

ウ．成年後見人が保佐開始の審判を受けたときは，成年後見人の法定代理権は，消滅する。

エ．家庭裁判所が特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をしたときであっても，被補助人は，その法律行為を自らすることができる。

オ．検察官は，後見開始の審判を請求することができる。

１．ア　イ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．ウ　エ　５．エ　オ

正解　３

肢ア　○

任意後見契約の効力を生じさせる場合，国による後見開始の審判は，不要。

国の制度を理由要する場合に，審判が必要である。よって，家庭裁判所は，本人に係る後見開始の審判を取り消さなければならない。

任意後見に関する法律４条２項

肢イ　×

保佐の場合，本人の同意はいらない。

補助の場合，本人の同意がいる（１５条２項)。

制限受けるのであれば，同意がいるとも，不都合。

著しく不十分。同意しなかった場合，請求人が困る。同意を不要とする必要がある。

裁判所が判断する。不当な判断はされない，本人としては，やむをえない。

肢ウ　×

保佐開始，消滅しない。

後見開始は消滅する。

保佐の場合，法律行為がまだ予定される。

被保佐人は，著しく不十分であるが，事理弁識能力はある。したがって，私的自治より当事者の意思を尊重すべき。（１０２条）

被後見人，欠くことになるので，事情の変更が大きい。代理目的の達成は難しい。
消滅する。

肢エ　○
代理権の付与があっても，本人として法律行為ができる。
補助の場合，不十分。自ら法律行為はできる。

肢オ　○
１０条
検察官もできる。必要性があれば，公益の代表者である，検察官もできるとするのが妥当と思われる，

身寄りない人を想定するとよい。

令和７－２

失踪の宣告及び不在者の財産の管理に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No. ２］）

ア．Ａについて失踪宣告がされた後，Ａが生存することが明らかとなったにもかかわらず，Ａについての失踪宣告が取り消されずにＡが死亡したときは，利害関係人は，失踪宣告の取消しを家庭裁判所に請求することができる。

イ．失踪宣告を受けたＡが実際には別の場所で生存していたときは，Ａが失踪宣告の後にした不動産の売却は，その効力を生じない。

ウ．Ａの生死が７年間明らかでない場合において，Ａについて失踪宣告がされたときは，Ａは，この７年の期間が満了した時に死亡したものとみなされる。

エ．家庭裁判所が，不在者の財産の管理について必要な処分として管理人を選任した場合には，その後，不在者がその財産を管理することができるようになったときであっても，管理人の権限は，当然には消滅しない。

オ．不在者がその財産の管理人を置いた場合には，その後，不在者の生死が明らかでなくなったときであっても，利害関係人は，管理人の改任を家庭裁判所に請求することができない。

１．ア　イ　２．ア　ウ　３．イ　オ　４．ウ　エ　５．エ　オ

正解　３

肢ア　○

失踪宣告の取消しを請求できる。事実が異なるのであれば，事実にしたがって，相続などを生じさせるべき。

肢イ　×

失踪宣告にした行為も効力を生じる。本来であれば，無効が原則だが，常に無効だと取引安全が害される。

３２条１項ただし書

肢ウ　○

普通失踪，７年経過したとき，死亡とみなされる。請求時ではない。

分からないなりに，事実に沿うように，発生時期を想定する。

特別失踪は，危難の時。

肢エ　○

戻ってきたら，管理人の権限が消滅するのでは，すぐには難しい場合もある。

当然には消滅しない。

肢オ　×

利害関係には，管理人の改任を請求できる。

管理人がいい加減な人であることを想像すれば，必要性はわかる。

令和７－３

意思表示等に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No. ３］）

ア．意思表示の相手方が意思表示を受けた時点において保佐開始の審判を受けていたときであっても，表意者は，その意思表示をもってその相手方に対抗することができる。

イ．意思表示の相手方が意思表示を受けた時点において未成年者であったときでも，その法定代理人がその意思表示を知った後は，表意者は，その意思表示をもってその相手方に対抗することができる。

ウ．債権譲渡通知は，債権の譲渡人が債務者の所在を知ることができないときであっても，公示の方法によってすることができない。

エ．解除の意思表示を含む内容証明郵便が，その意思表示の相手方である受取人が不在のため一定期間郵便局に留置された後に差出人に返送された場合において，その受取人がその内容証明郵便の内容を十分に推知することができなかったとしても，留置期間内に容易にそれを受領することができたときは，その意思表示は，到達したものと認められる。

オ．意思表示の相手方が正当な理由なくその意思表示の通知が到達することを妨げたときは，その通知は，相手方がその到達を妨げた時に到達したものとみなされる。

１．ア　イ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．ウ　オ　５．エ　オ

正解　１

肢ア　○

保佐の場合，受領能力はある。対抗できる。９８条の２

著しく不十分にすぎない。表意者を保護する。

肢イ　○

未成年者の場合，法定代理人がそのことを知ったら，対抗できる。

判断できる人間に伝われば，未成年者に不利益ない。

肢ウ　×

民法４６７条，民訴１０７条

債務者の所在がわからないときも，公示の方法で譲渡できる。

譲渡をして回収を図る必要性がある。

公示の方法があれば，虚偽の恐れはない。

肢エ　×

確かに到達が必要と思える。受け取らなかったものが不当に得するのは問題。

表意者を保護する必要がある。到達を必要としているのは，受け取り側が保護に値することが前提。わざとうけとらない場合，保護に値しない。

支配圏内に入っていれば，実態としては表示されている。留置期間内に容易にそれを受領することができたときは，表意者として，やることはやっている以上，その意思表示は，到達したものと認められる。

東京地裁平 5.5.21

肢オ　×

９７条２項

通常到達すべき時に到達したとみなされる。事実に即して到達を判断する。